

岩手県内関係町村下水道事業等公営企業会計システム構築業務委託に係る 公募型プロポーザルに係る手続の開始について

このことについて、次のとおりお知らせします。

令和3年7月16日

岩手県内関係町村下水道事業等
公営企業会計システム構築業務委託
プロポーザル実行委員会委員長
(岩手県県土整備部下水環境課総括課長)

1 業務の概要

(1) 業務名

洋野町下水道事業等公営企業会計システム構築業務委託
岩泉町公共下水道事業公営企業会計システム構築業務委託
九戸村下水道事業等公営企業会計システム構築業務委託
野田村下水道事業等公営企業会計システム構築業務委託
田野畑村下水道事業等公営企業会計システム構築業務委託

(2) 業務内容 地方公営企業法に基づく、下水道事業等の公営企業会計システムを構築するもの。

(3) 履行期限 各発注者との契約締結日から令和6年3月31日までとする。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

① 個人又は法人は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 本業務の実施について、各発注者の要求に応じて来庁し、対応できる体制を整えていること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項第1号及び第2号並びに第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。

ウ 平成28年度から令和2年度までに元請として、下水道事業等(流域下水道、公共下水道、集落排水事業)及び水道事業(上水道、簡易水道事業)の公営企業会計システムを新規に構築した実績を有していること(共同企業体としての実績を含む)。

なお、「新規」の取扱いについては、既存システムからの新システムへの移行も含むこととする。

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

オ 参加資格確認申請書等の提出の日から優先交渉権者を特定するまでの期間に、全ての発注者の指名停止措置等を受けていないこと。

カ 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

キ 本件プロポーザルに関して②に定める共同企業体の構成員となっていないこと。

② 共同企業体は、次に掲げる要件を満たす2者又は3者の構成員からなる任意の団体であること。

ア 構成員間で次の(ア)から(コ)までに掲げる事項を定めた協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 共同企業体の代表者の名称、権限

(オ) 各構成員の出資比率

(カ) 構成員の責任

(キ) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置

(ク) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(ケ) 共同企業体が解散した後の瑕疵担保責任

(コ) その他必要な事項

イ 出資比率が最大の者が共同企業体の代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

ウ 構成員のいずれかが①ウに掲げる要件を満たしていること。

エ 各構成員が①イ及びエからカまでに掲げる要件を満たしていること。

オ 本件プロポーザルに関して各構成員が他の共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

企業における同種業務の受注実績。

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書評価基準のとおり。

3 手続き等

(1) 担当課

〒020-08570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県県土整備部下水環境課下水事業担当

電話 019-629-5897

Fax 019-629-9130

電子メール AG0008@pref.iwate.jp (県土整備部下水環境課)

(2) 説明書(プロポーザル実施要領・技術提案書作成要領・技術提案書評価基準・業務仕様書)の交付期間、場所及び方法

ア 期間 令和3年8月3日(担当課での直接交付は午後5時まで)

イ 場所 3(1)に同じ。

ウ 方法 岩手県ホームページから入手

(トップページ> 県政情報> 入札・コンペ・公募情報> コンペ> コンペ参加者募集情報> 岩手県内関係町村下水道事業等公営企業会計システム構築業務公募型プロポーザルの実施について))

(3) 参加資格確認申請書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和3年8月4日 午後5時まで。

イ 提出場所 3(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和3年9月8日 午後5時まで。

イ 提出場所 3(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(2) 詳細はプロポーザル実施要領、技術提案書作成要領、技術提案書評価基準、業務仕様書による。